（登録免許税法の一部改正）

第十八条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第六十二号を削り、第六十三号を第六十二号とし、同号の次に次のように加える。

六十三　外国人の技能実習に係る監理団体の許可又は事業の区分の変更の許可		
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十三条第一項（監理団体の許可）の監理団体の許可（更新の許可を除く。）又は同法第三十二条第一項（変更の許可等）の規定による変更の許可（同法第二十三条第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。）	許可件数	一件につき一万五千円

別表第三中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一　外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	事務所用建物（専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

別表第三の二の項中「専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。）」を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の項の次に次のように加える。

四十の二　法務省、厚生労働省又は外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）による同法第八条第一項若しくは第十一条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十一条第二項の更新又は同法第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

（消費税法の一部改正）

第二十条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十一条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十二条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第二十三条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二十四条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「職業能力開発促進法」の下に「、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）」を加える。

（罰則に関する経過措置）

第二十五条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
国土交通大臣　石井　啓一

政令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十五号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項及び第九条第二項中「平成三十年九月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三